

STOP!あおり運転!!

あおり運転は犯罪！道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました。

(令和2年6月30日施行)

あおり運転をした場合

①妨害運転【交通の危険のおそれ】

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反（※10類型の違反 下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした場合。

罰則など
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金／違反点数25点
免許取消し(欠格期間2年) ※前歴や累積点数がある場合には最大5年



©中日ドラゴンズ

あおり運転のせいで

危険が生じた場合

②妨害運転【著しい交通の危険】

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

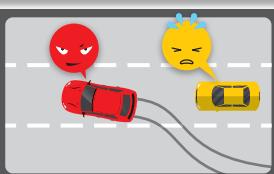
罰則など
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金／違反点数35点
免許取消し(欠格期間3年) ※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反

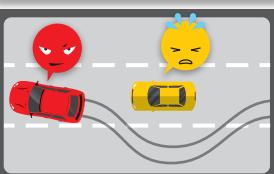
妨害（あおり）運転の対象となる
10類型の違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

運転マナーの基本



©中日ドラゴンズ

- ゆずり合い・思いやりの気持ちを持とう
- 道路交通状況に応じた運転をしよう
- 感謝の気持ちを示そう
- 時間に余裕を持とう
- 追い越し車線を走り続けない
- 急な割り込みはしない
- みだりに車線変更しない
- 車間距離を十分とる

「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ドライブレコーダーをつけましょう！ あおり運転を受けた時は、車外に出ることなく110番を！